

# 宮城県市長会会則

## 第1章 総則

(名称及び組織)

第1条 本会は、宮城県市長会と称し、宮城県内各市長（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第2条 本会は、宮城県各市間の連絡協調を図り、あわせて都市行政に関する事項を調査、研究並びに協議し、市政の円滑なる運営と進展に資し、もって地方自治の興隆発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市政に関する中央及び各市間の連絡協調
- (2) 市の行財政等に関する調査、研究並びに資料及び情報の交換
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(事務所)

第4条 本会の事務所は、仙台市青葉区上杉1丁目2番3号宮城県自治会館内に置く。

## 第2章 役員及び顧問

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、監事2名

- 2 会長、副会長及び監事は会員の互選とし、第8条の規定による秋の定例会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員の任期開始日は、第2項の規定により選任された年の翌年4月1日とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 7 監事は、会計の監査にあたる。
- 8 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、市長会議に諮り選任する。
- 3 会長は、顧問に対し、会の運営等について意見を求めることができる。

### 第3章 会 議

(会 議)

第7条 本会の会議は、市長会議及び正副会長会議とする。

(市長会議)

第8条 市長会議は、定例会及び臨時会とし、会長がこれを招集する。

- 2 定例会は、毎年、春秋の年2回開催することとし、臨時会は、会長が必要と認めるとき開催する。
- 3 市長会議の議長は、定例会にあたっては開催地の市長が、臨時会にあたっては会長がこれにあたる。
- 4 市長会議に会員が出席できないときは、その代理者（次項において「代理者」という。）を出席させることができる。
- 5 市長会議は、会員（代理者を含む。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 市長会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(正副会長会議)

第9条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって組織し、必要に応じ会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 正副会長会議は、市長会議により委任された事項及び本会会務の基本的事項並びに当面する重要事項（次項において「審議事項」という）について審議する。
- 3 正副会長会議は、審議事項のうち、特に緊急に措置する必要があると会長が認めるものについて、これを決定し、措置することができる。この場合においては、その経過と結果について市長会議に報告する。
- 4 正副会長会議は、会長を含む3名以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 正副会長会議の議事は、出席者全員の賛成で決する。

### 第4章 特別委員会

(特別委員会)

第10条 調査研究その他政策審議のため特に必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の設置並びにその組織及び運営については、市長会議に諮って、会長がこれを定める。

### 第5章 下部組織

(下部組織)

第11条 本会の目的を達成するため下部組織として、副市長会を置く。

- 2 前項のほか、必要に応じて各担当職員で構成する専門部会を置くことができる。
- 3 副市長会及び各部会の運営等については、それぞれ副市長会及び各部会において定めるものとする。

## 第6章 会計

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、国の会計年度による。

(経費)

第13条 本会の経費は、各市の負担金等をもって充てる。

(予算)

第14条 本会の予算は、市長会議に諮り承認を得るものとする。

(決算)

第15条 本会の決算は、監事の監査を経て市長会議に報告するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長の任免は、会長が正副会長会議に諮り定め、事務局職員の任免は会長がこれを行う。

4 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。

5 事務局職員は、事務局長の命を受け、事務に従事する。

## 第8章 補則

(会則の改正)

第17条 会則の改正は、市長会議の議決を必要とする。

(委任)

第18条 本会則に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、昭和47年2月15日から施行する。

2 昭和29年10月8日施行の会則は廃止する。

附 則（昭和48年2月改正）

1 この会則は、昭和48年2月12日から施行する。

附 則（平成10年4月改正）

1 この会則は、平成10年4月15日から施行する。

附 則（平成12年4月改正）

1 この会則は、平成12年4月14日から施行する。

附 則（平成18年8月改正）

- 1 この会則は、平成18年8月30日から施行する。  
但し、第6条については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月改正）

- 1 この会則は、平成20年4月23日から施行する。

附 則（平成24年4月改正）

- 1 この会則は、平成24年4月18日から施行する。

附 則（平成30年11月改正）

- 1 この会則は、平成30年11月20日から施行する。ただし、第4条及び第14条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月改正）

- 1 この会則は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和5年8月改正）

- 1 この会則は、令和6年4月1日から施行する。